

姫路市新美化センター整備推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 姫路市の新たな一般廃棄物処理施設（以下「新美化センター」という。）の整備にあたり、姫路市の方針について審議し、また部局間の調整を図ることで円滑に事業を推進するため、姫路市新美化センター整備推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議、検討又は調整を行うものとする。

- (1) 新美化センターの整備に係る事業（新美化センターに関連して地域から出された要望等に係る事業を含む。以下同じ。）のうち、農林水産環境局以外の局が所管する施策及び事業の方針に関すること。
- (2) 新美化センターの整備にあたり部局間の調整が必要な事項に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は農林水産環境局を担当する副市長をもって、副委員長は農林水産環境局長をもって充てる。
- 3 委員は、政策局長、危機管理担当理事、総務局長、財政局長、市民局長、観光経済局長、都市局長、建設局長及び上下水道事業管理者をもって充てる。
- 4 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第5条 委員会に幹事をおく。

2 幹事は、委員に充てられる者の所属職員で当該委員が指名する者をもって充てる。

3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(守秘義務)

第6条 委員長、副委員長及び委員ほか、会議に出席する者は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、任期が終了した後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林水産環境局環境事業推進室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。